

免許法別表第3により上級免許状を取得する場合(幼稚園)

受けようとする免許状		専修	1種											2種		
基礎資格となる免許状		幼稚園1種	幼稚園2種											幼稚園臨時		
根拠規定		教育職員免許法別表第3	教育職員免許法別表第3								教育職員免許法施行規則第11条第1項の表備考第3号				教育職員免許法別表第3	
基礎資格となる免許状を取得した後の幼稚園(特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園を含む)における教員としての勤務成績良好な必要在職年数		3	5	6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	お問い合わせください	
基礎資格となる免許状を取得した後の最低修得単位数(注2)(注3)		15	45	40	35	30	25	20	15	10	25	20	15	10		
必ず含めなければならない科目及び単位数	教科及び教職に関する科目(注6)	計	15	30	27	24	22	19	15	13	10	20	17	13		10
		に内領域に関する指科目保育	領域に関する専門的事項(注4) 保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(注5)	4	4	3	3	3	2	2	1	2	2	1		1
		教育の基礎的理解に関する科目		7	5	4	4	4	2	1	1	3	2	1		1
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		3	3	3	3	2	1	1	1	2	2	1		1
		大学が独自に設定する科目		15(注7)	6	5	4	4	3	3	2	2	6	4	3	2

(注1) 免許法施行規則第11条第1項の表備考第3号の適用条件

①大学に3年以上在学し、かつ、93単位以上修得又は②大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ、93単位以上修得

(注2) 基礎資格となる免許状の取得後であれば、在職年数の条件を満たす以前に単位の修得を開始した場合でも、すべての条件が整えば申請できます。

例えば、幼稚園教諭1種免許状を取得するための単位を在職年数10年目から修得を始め、11年目に修得終了後、満12年を経過した時点で申請できます。

(注3) 必ず含めねばならない科目及び単位数の合計単位数と最低修得単位数との差は、教科及び教職に関する科目の中から選択します。

(注4) 健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項に関する科目のうち1以上の科目について修得します。

(注5) 保育内容の指導法の単位の半数までは、小学校教諭免許状の授与を受けるために修得した各教科の指導法又は特別活動の指導法の単位を使用できます。

(注6) 幼稚園以外の教諭の普通免許状の授与を受けるために修得した教科及び教職に関する科目の単位のうち、下記の単位を使用することができます。

- ・教育の基礎的理解に関する科目(教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。))を除く。
- ・道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法並びに教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。))を除く。

(注7) 専修免許状の授与を受ける場合の大学が独自に設定する科目の単位のうち3単位までは、下記の科目に準ずる科目の単位をもって、これに替えることができます。

- ・保育内容の指導法に関する科目
- ・教育の基礎的理解に関する科目
- ・道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
- ・教育実践に関する科目